

2月16日(月)～3月16日(月)が税の申告期間です

2月16日(月)から市民税・都民税の申告期間となります。なお、所得税の確定申告は東村山税務署が管轄する業務となります。申告期間中に限り、市でも確定申告の受付を行いますが、ご相談に応じられない内容もあります。

なお、田無庁舎2階展示コーナーでの確定申告の相談は、混雑回避のため整理券を配布しますが、配布状況によっては受付を早めに締め切ります。

▶市民税課 042-460-9828



市民税・都民税申告と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

※例年と日程、受付時間が異なります。ご確認ください。

| 申告の種類 | 会場 | 日程 | 受付時間 | |
|---|-------------------|------------------------|----------------|--------------------------|
| 市民税・都民税の申告相談・提出 所得税の確定申告の提出 | 柳沢公民館 | 2月4日(水) | 午前9時30分～11時30分 | |
| | ひばりが丘公民館 | 2月5日(木) | 午後1時～2時30分 | |
| | 保谷東分庁舎地下1階第1会議室 | 2月16日(月)～27日(金) | 午前9時30分～正午 | |
| ①市民税・都民税の申告相談・提出 ②所得税の確定申告の提出 ③所得税の確定申告の簡易な相談 | 田無庁舎2階展示コーナー | 2月16日(月)～20日(金) | ①・② | 午前9時～午後5時 |
| | | 2月24日(火)～3月9日(月) | ③ | 午前9時～午後3時 |
| | | | ①・② | 午前9時～午後5時 |
| 税理士による無料申告相談 ※詳細は1月1日号2面へ | 防災・保谷保健福祉総合センター6階 | 3月10日(火)～16日(月) | ③ | 午前9時～正午 ※午後の受付はありません。 |
| | | 2月10日(火)、12日(木)、13日(金) | ①・② | 午前9時～午後5時 |
| | | 2月10日(火)、12日(木)、13日(金) | ③ | 午前9時～午後3時 |

事前にご確認ください

- (土)・(日)・祝を除く。
- 確定申告の「提出のみ」の場合は、直接税務署への提出(郵送可)にご協力ををお願いします。
- 各窓口の受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。
- 受付初日と受付締切間際は、窓口が大変混み合います。混雑する時期を避けるなど、ご協力ををお願いします。
- 車での来場は、ご遠慮ください。

田無庁舎2階展示コーナーでの所得税の確定申告の簡易な相談

- 所得税の申告相談は、右ページ下部記載のとおり、お受けできない場合があります。
- 相談には入場整理券が必要となります。
- 入場整理券は、当日午前9時から会場で配布します。
※事前に配布することはありません。
- 入場整理券の配布状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

市民税・都民税の申告をしてください

□必要となるもの

- 令和8年度 市民税・都民税申告書
- マイナンバーカード(マイナンバーカードがない場合、番号確認書類および本人確認書類)
- 令和7年中の所得が分かる書類(源泉徴収票、支払調書など)
※お持ちでない場合、相談をお受けできないことがあります。
- 各種控除を申告する方は、その証明書類(原本)
(例)生命保険料の控除証明書、医療費控除の明細書、障害者手帳など

□申告書の入手方法

- 昨年中に市民税・都民税の申告書を提出した方や市に転入し、かつ国民健康保険に加入された方は、1月27日(火)に申告書と返信用封筒を郵送します。
- 市民税・都民税申告書は、1月27日(火)から市HPから印刷することもできます。
- 右表「市民税・都民税、確定申告書の配布場所」に記載の場所で配布します。

＜提出先＞〒188-8666 市役所市民税課市民税係

郵送による提出にご協力ください。

※申告書の「控え」部分の返送をご希望の方は、返送先の住所・氏名を明記し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

市民税・都民税、確定申告書の配布場所

| 場所 | 日程 |
|-------------------|-------------------|
| 田無庁舎 | 4階市民税課 |
| | 2月16日(月)～3月16日(月) |
| 防災・保谷保健福祉総合センター1階 | 2月2日(月)～2月9日(月) |
| 保谷臨時窓口 | 2月16日(月)～2月27日(金) |
| 柳橋・ひばりヶ丘駅前出張所 | 2月2日(月)～3月16日(月) |

※閉庁日を除く

※所得税の確定申告書も上表のとおり配布しますが、税務署からの配布数に限りがあり、数日で配布を終了する場合があります。

※所得税の確定申告書のダウンロードや作成は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」からもできます。

控除対象となる社会保険料など

□国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料

申告額は、令和7年1月1日～12月31日に納付した額(過年度分を、令和7年中に納付した場合を含む)です。※申告の際に領収書や証明書の添付は不要

●国民健康保険料…保険年金課国保加入係 042-460-9822

●後期高齢者医療保険料…

保険年金課後期高齢者医療係 042-460-9823

●介護保険料…高齢者支援課介護調整係 042-420-2814

□国民年金保険料

申告には、次のものが必要です。

①令和7年9月30日までに納付された方…11月上旬に日本年金機構から送付された控

介護保険サービス利用料、おむつ代は医療費控除の対象になる場合があります

□介護保険サービス

令和7年中に支払った介護保険サービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

▶東村山税務署 042-394-6811

▶高齢者支援課 042-420-2813

□おむつ代

医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、要介護認定を受けており、おむつの使用を証明する一定の要件を満たしている方は、介護保険主治医意見書内容確認書で代用できることもありますので、あらかじめお問い合わせください。

▶高齢者支援課 042-420-2816